



第1条 一般条項

- 1.1 カールツァイス株式会社またはカールツァイスメディテック株式会社(以下「当社」という)が行う商品の引渡及び役務の提供は、すべて本約款に定める条件に従うものとする(但し、明示的なその他の合意がない場合に限る。)顧客の取引条件が当社の取引条件と異なる場合、顧客の提示する取引条件は、当社が書面により明示的に承諾する限りにおいてのみ適用される。
- 1.2 当社に対して請求することのできる権利は、第三者に譲渡することはできないものとする。
- 1.3 商品(関連する技術又は説明書を含む)の販売、転売及び廃棄には、輸出貿易管理令その他の関連法令が適用されるものとする。顧客は当社への注文をもって、かかる法令に従うことに合意する。

第2条 情報及び助言

- 2.1 当社が提供する商品及び役務に関連する情報及び助言について生じる当社の責任は、本約款第9条に規定する範囲に限定される。

第3条 価格

- 3.1 商品または役務の価格については、当社の注文請書に記載される価格が適用されるものとする。
- 3.2 前項の価格には消費税が含まれないものとする。

第4条 引渡

- 4.1 別段の明示的な合意がない限り、当社は、当社指定場所において商品の引渡を行うものとする。
- 4.2 引渡期間又は引渡日は、注文請書に記載されるものとし、当事者は文書による合意のみによってこれを変更できる。ただし、引渡のために必要とされる公的文書の取得ができない場合等、当社の過失によらず商品が発送できない場合には、その期間中引渡期間又は引渡日は到来しないものとみなす。
- 4.3 引渡期間及び引渡日は、顧客が当社に対する義務の履行を怠った期間延長される。ただし、これにより当該債務不履行に基づく当社の権利は失われない。なお当社の債務不履行に基づく損害賠償責任は、本約款第9条の規定の範囲に限定されるものとする。

- 4.4 当社は自社の指定する配送業者を利用して引渡を行う。
- 4.5 当社が引渡義務の履行を遅滞し、顧客が相当の期間を定めて催告を二度したにもかかわらず期間内に履行しなかった場合には、顧客は、契約を解除することができるものとする。

第5条 出荷及び危険負担の移転

- 5.1 当該危険負担は、商品が出荷を実行する者に引渡されたときに直ちに顧客に移転する。
- 5.2 顧客の責めに帰す事由により出荷が遅滞した場合、当社による出荷準備完了の通知をもって、危険負担及び保管料等の増加費用の支払い義務は、顧客に移転するものとする。
- 5.3 顧客が受領を怠った場合、危険負担及び保管料等の増加費用の支払い義務は顧客に移転するものとする。

第6条 支払

- 6.1 別段の明示的な合意がない限り、顧客は請求書の日付から30日以内に全額を支払うものとし、支払日は当社が支払合計額の全額を受領した日とする。
- 6.2 顧客は、支払いを遅滞した場合、弁済期日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセントの遅延損害金を当社に支払うものとする。
- 6.3 顧客が当社に対する支払義務を怠った場合、当社が受け取った手形の支払が拒絶された場合、又は顧客が不渡り処分若しくは取引停止処分を受けた場合、顧客は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、支払期日又は手形の満期に関わりなく、直ちに債務を弁済するものとする。前述のいずれかの事由が生じた場合、当社は、顧客に対する未履行の引渡に関し、代金の前払い又は顧客から担保の供与を条件とすることができるものとする。また、前述のいずれかの事由が発生してから2週間以内に、代金の前払い又は担保の供与がない場合、当社は、さらなる猶予期間を設けることなく契約を解除することができるものとする。



第 7 条 ソフトウェアの権利

- 7.1 ソフトウェア・プログラムに関する一切の知的財産権は、引渡し後も引き続き完全に当社に帰属する。如何なるプログラム、説明書又はそれらの翻案及び二次的な改良も、当社の書面による事前の承諾なしに行ってはならない。
- 7.2 顧客は、ソフトウェア(関連する説明書及びアップデートを含む)につき、当該ソフトウェアが意図する製品を操作するという目的に限り、非独占的かつ譲渡不可の使用権を付与される。当社は、顧客の要請により制作され引渡されたプログラム及び説明書に関して、顧客に対し非独占的かつ譲渡及び再許諾不可の使用許諾権を付与するものとする。
- 7.3 当社は顧客に対し如何なるソースプログラムないしソースコードを提供しないものとする。

第 8 条 保証

- 8.1 顧客が商品の引渡しを受けた後、1 年以内に商品に隠れた瑕疵を発見したときは、その請求により当社は自己の負担において修補または代品交換を行う。ただし商品の機能やそれを使用する場合に支障をきたさない瑕疵のときは、この限りではない。

第 9 条 責任の範囲

- 9.1 当社が本約款に関して顧客に賠償する損害の範囲は、通常の損害に限定されるものとし、特別の損害、派生的若しくは付随的損害、間接的損害又は結果的損害については、その予見可能性の有無を問わず、何ら賠償の責任を負わないものとする。なお、具体的な損害賠償の責任額は、本約款に基づき当社が顧客より受領した金額を上限とする。

第 10 条 第三者の知的財産権

- 10.1 当社は、商品が第三者の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払う。
- 10.2 顧客は、引き渡された商品に関して第三者から知的財産権侵害を理由とする警告や請求を受け、又は提訴されたときは、遅滞なく当社に連絡することとする。
- 10.3 前項の場合、当社は顧客に何ら迷惑をかけないようにし、第三者との交渉及び訴訟対応につき責任を負うものとする。

第 11 条 転売の際の報告義務

- 11.1 顧客は、商品を転売した場合、その購入者を示して当社に速やかに報告しなければならない。その他適切な措置を講じていつでも商品の所在が確認出来るようにしなければならない。

第 12 条 秘密保持

- 12.1 書面による別段の合意がない限り、注文に関連して顧客が当社に提供した如何なる情報も、顧客の秘密情報とみなされないものとする。
- 12.2 当社の契約関係に関連した顧客役員又は従業員の個人情報(当社グループ(カールツァイスグループ)内で共同利用されることがあるもの)とし、顧客はこれに同意する。

第 13 条 雑則

- 13.1 本約款に基づく取引に関して生じる当社と顧客との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 13.2 本約款に基づく取引の準拠法は日本法とし、顧客の事業所・営業所が日本国外にある場合でも、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)は適用されないものとする。
- 13.3 本約款の条項のいずれか全部又は一部が無効な場合も、残存条項及び残存部分の有効性には影響しないものとする。

以上